

「1970年大阪万博50周年記念特別展覧会企画運營業務」に関する質問事項への回答

	質問内容	回答
1	<p><b>【4応募の手続き（2）応募書類】</b></p> <p>・「コ財務諸表の写し④」に上記①から③の適正性を確認するための外部監査報告書又は税務申告書等の写しを提出するように記載されていますが、具体的にどのようなものが必要か教えてください。</p>	<p>・①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書が適正であることを確認するため、外部の会計監査人による監査報告書、監査役による内部監査報告書、税務申告書など、いずれかの書類を提出してください。</p>
2	<p><b>【貸与部品について】</b></p> <p>・貸与物品リストの中にある映像資料について、DVD等の媒体でお借りする事はできますか。</p>	<p>・貸与は可能です。ただし、契約締結後の貸与となります。</p>
3	<p>・太陽の塔の外観及び内部撮影は可能か。</p> <p>・その場合、太陽の塔、青春の塔など岡本太郎氏関係の許可は大丈夫ですか。</p> <p>・また、岡本氏の万博関連でのレプリカなどの作成についても許可は大丈夫ですか。</p>	<p>・太陽の塔の外観は、撮影可能です。内部については、大阪府と協議が必要となります。</p> <p>・大阪府主催事業において撮影した画像等を使用することについては、既に著作権者の許可を得ています。本事業での使用は問題ありません。</p> <p>・岡本太郎関連のレプリカ作成については、著作権者との協議が必要となります。</p>
4	<p>・初代黄金の顔など現存するものの貸し出し可能な範囲（期間）を教えてください。</p>	<p>・貸出の範囲は、別紙1「貸与物品リスト」に記載のとおりです。貸出期間は、大阪府と協議の上、決定することとなります。</p>

※質問内容は、事務局で一部編集している場合があります。